

議案第25号

三朝町手数料条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成14年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例(平成12年三朝町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下「移動号等」という。)に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下「移動後号等」という。)が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等(以下「削除号等」という。)を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等(以下「追加号等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)に対応する同表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後

改正前

第1条 略

第1条 略

第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(37) 略

(1)～(37) 略

(38) 都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額	
1 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為		
(1) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき	43,000円
(2) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき	86,000円
(3) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき	130,000円
(4) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき	170,000円
(5) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき	220,000円
(6) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき	300,000円

2 主として自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）の建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為		
(1) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき	65,000円
(2) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき	120,000円
(3) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき	200,000円
(4) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき	270,000円
(5) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき	340,000円
(6) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき	480,000円
3 その他の開発行為		
(1) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき	190,000円
(2) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき	260,000円
(3) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき	390,000円

(4) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき	510,000円
(5) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき	660,000円
(6) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき	870,000円

(39) 都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更の許可 1件につき次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を合算した額（その額が870,000円を超えるときは、870,000円）

1 開発行為に関する設計の変更（2に掲げる変更のみに該当するものを除く。）	開発区域の面積（2に掲げる変更を伴うものにあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴うものにあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ、前号に定める額の10分の1の額		
	2 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更	1 新たに編入される開発区域の面積が0.3ヘクタール未満の場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	
		区 分	金 額
	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為		

ア 開発区域の
面積が0.1ヘク
タール未満の
もの 1件につき 8,600円

イ 開発区域の
面積が0.1ヘク
タール以上0.3
ヘクター未満の
もの 1件につき 22,000円

(2) 主として
自己の業務
の用に供す
る建築物（
住宅を除く
。）の建築
又は自己の
業務の用に
供する特定
工作物の建
設の用に供
する目的で
行う開発行
為

ア 開発区域の
面積が0.1ヘク
タール未満の
もの 1件につき 13,000円

イ 開発区域の
面積が0.1ヘク
タール以上0.3
ヘクター未
満のもの 1件につき 30,000円

	(3) その他の 開発行為	
	ア 開発区域の 面積が0.1ヘク タール未満の もの	1件につき 86,000円
	イ 開発区域の 面積が0.1ヘク タール以上0.3 ヘクタール未 満のもの	1件につき130,000円
	2 新たに編入される開発区域の面積が0.3ヘクタール以上の場合は、新たに編入される開発区域の面積に応じ、前号に定める額	
3	その他の 事項の変更	10,000円

(40) 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築の許可 1件につき46,000円

(41) 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築物の建築等の許可 1件につき26,000円

(42) 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為及び主として自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）の建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって、開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの 1件につき1,700円

イ 主として自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）の建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって、開発区域の面積

が1ヘクタール以上のもの 1件につき2,700円

ウ その他の開発行為 1件につき17,000円

(43) 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付 用紙1枚につき470円

(44) 略

2 略

第3条以下 略

別表第1 (第6条関係)

(1) ~ (6) 略

(7) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号) 第11条に規定する証明

(8) ~ (11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(38) 略

2 略

第3条以下 略

別表第1 (第6条関係)

(1) ~ (6) 略

(7) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号) 第15条に規定する証明

(8) ~ (11) 略

(12) 農林漁業団体職員共済組合法(昭和33年法律第99号) 第78条に規定する証明

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

- (27) 略
- (28) 略

別表第2 (第6条関係)

- (1) ~ (4) 略

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

- (28) 略
- (29) 略

別表第2 (第6条関係)

- (1) ~ (4) 略

- (5) 農林漁業団体職員共済組合法第78条に規定する証明
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略